

議会議案第4号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年6月26日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 松 岡 克 彦

同 大 坪 宏 通

同 宮 池 明

同 階 戸 幸 一

同 北 村 拓 哉

同 北 良 晃

同 池 田 慎 久

同 高 橋 克 己

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 7人

総合政策部、総務部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び監査委員事務局の所管に属する事項

(2) 観光文教水道委員会 8人

観光経済部、農業委員会事務局、教育委員会及び水道局の所管に属する事項

(3) 厚生消防委員会 8人

保健福祉部、子ども未来部及び消防の所管に属する事項

(4) 市民環境委員会 8人

市民生活部、市民活動部及び環境部の所管に属する事項

(5) 建設委員会 8人

都市整備部及び建設部の所管に属する事項

(6) 予算決算委員会 38人

予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

常任委員会の名称及び所管事項を見直すとともに、常任委員会に予算決算委員会を新たに設置する。